

インド知財情報メール：第 2021-3 号、2021 年 4 月 13 日発行
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、
インドの知的財産に関する情報をお届けします。
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

【1】 知的財産審判委員会の廃止

◆◆◆-----◆◆◆---TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

【1】 知的財産審判委員会の廃止

インド政府の法務省は 2021 年 4 月 4 日付で、インド大統領による審判所改革条例(The Tribunals Reforms (Rationalisation and Conditions of Service) Ordinance, 2021)の公布を公表¹しました。これにより、知的財産審判委員会 (IPAB) を含めて、5 つの審判所が即時廃止となりました。

知的財産審判委員会は、商標庁の行政処分に対する審判請求、無効審判など、各種審判事件を管轄する審判所として商標法 83 条 31 のもとで、2003 年 9 月 15 日に設置されました。その後、同委員会に、特許庁、著作権庁、地理的表示記録庁の行政処分に対する審判請求、無効審判など、各種審判事件を管轄する審判所としての機能も追加されました。

同委員会は、委員長、副委員長、術委員の役職の空席が問題^{2,3,4}になって本来意図されていたように機能していませんでした。そこで、ほぼ 10 年前から知的財産審判委員会を廃止すべきとの意見が上がっており、同委員会の元委員長⁵が知的財産審判委員会を廃止すべきとの見解を示しました。

一方、同委員会が機能していないのは欠員のためその責任がインド政府にあり、知的財産審判委員会を廃止することが問題解決にならないなどの見解⁶が AIPPI, APAA, FICPI, IPAA などの知的財産関連の団体からインド政府に提出されましたが、知的財産審判委員会の廃止を止めることはできませんでした。

知的財産審判委員会に係属中の事案は高等裁判所に移管されます。

株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。

◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。

◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールに返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。

◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールに返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。

¹ <http://egazette.nic.in/WriteReadData/2021/226364.pdf>

² インド特許実務ハンドブック、一般社団法人発明推進協会、2018 年、頁 15

³ <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/judgment/18234/>

⁴ <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/judgment/18236/>

⁵ <https://spicyip.com/2021/02/justice-prabha-sridevan-on-proposal-to-shut-down-ipab-and-the-way-forward.html>

⁶ [https://7c495326-cd84-4cd4-bd18-](https://7c495326-cd84-4cd4-bd18-e26c69ddb493.usrfiles.com/ugd/7c4953_98d6cf974ee74621ac93db37e6d86cd2.pdf)

[e26c69ddb493.usrfiles.com/ugd/7c4953_98d6cf974ee74621ac93db37e6d86cd2.pdf](https://7c495326-cd84-4cd4-bd18-e26c69ddb493.usrfiles.com/ugd/7c4953_98d6cf974ee74621ac93db37e6d86cd2.pdf)